# 光臺一覧　四

9
ワ保3
3·615
4

# 光臺一覧巻之四

| | |
|---|---|
| 揩家 | 将軍家院號 |
| 年號 | |
| 王氏 | 六位藏人 |
| 非藏人 | 宣下官 |
| 奏慶拜賀 | 九門 |
| 大将軍 | 宣旨 |
| 諸門跡 | 僧官 |

ワ 615 4

# 先臺一覧巻之四

浅草文庫
日本政府図書

菅原朝臣ハ道真公より的々之菅家と
しるし今に至り文筆の家業なり之より

菅原是善卿 正二位大納言
之野見姓後菅原
師姓後又号菅家
道真公 右大臣正二位
号菅丞相
封天満天神宮
従道真公七代孫
従四位上式部大輔在良
此人北野末社三位殿社也
仍贈従三位即歌人
殷富門院大輔能子父也

高辻　五条　東坊城　唐橋
菅原　清岡

三家ハ昇進等同　唐橋清岡ハ弱く菅
原ハ中也先三家共昇進ハ叙爵従五位下侍
従二年而従上二年而正五位下二年而少納言二年
而従四位下此次々ハ人乃文筆才幹によつて大内

記に任せらる位署作に

従四位下行少納言侍従兼大内記翰林学士菅原朝臣總長

如此菅是也文翰林学士とは中に文章博士と

書とするや詔書宣命等を作也此人の作文也各

六朝の事等ことにつても勤る者はおもに三朝

のことなり従四位の正下なり従三位に至り

少納言大内記を兼に稀すなり也大内記翰林学士

此度三十七歳菅家のことに常陸守ヲ度々ならず

右職なり故に菅家他流よりは位従三位に

正三位宰相従二位中納言正二位大納言に至る稱へ

く先途とする也菅の三家は従二位参議給仕

なり故に文方にては少納言大内記を兼する也従三の

菅家より或は平安又大和なり以院号宮として

以上度也

新院殿三字同称

安国殿勝正一位大相国

徳蓮社崇誉道和大居士　安國

大相国家康公元和二辰年三月十七日任太政大臣

同四月十七日薨於同三年二月廿一日勅謚

東照大権現宮と謚号を賜封一社之神門

三月九日贈正一位　按　社号宮号ニ不預

勅許而称ニ宮号者至室非勅宣者不称

書禹貢祇台德先
不距朕行
說命朝夕納誨以
輔台德
周官若大猷制治
于未乱保邦于未
危
書胤征克有常憲
百官修輔厥后惟
明々

台德
大猷
嚴有
常憲

二世 秀忠公 寛永三丙寅年九月十三日任太
政大臣従一位同九年正月廿四日薨御同年
二月十三日贈正一位
三世 家光公 寛永十一戌年七月十二日任従一位
右大臣慶安四卯年四月廿日薨御同年
五月三日贈正一位太政大臣
四世 家綱公 承應二巳年七月十日右大臣延
宝八申年五月八日薨御同年五月廿四日贈
正一位太政大臣
五世 綱吉公 宝永二酉年三月五日任右大臣同六
年丑正月十日薨御同月廿三日贈正一位
太政大臣

書文侯之命丕顯文
武克慎明德昭升
于上敷聞在下
文選劉琨詩八章出幽
述喬資忠履信武烈
文昭旌与騎々
泰伯篇巍々乎其有
成功也煥乎其有
文章也

清揚
文昭
有章

（不審）
建六世 文昭院殿御實父則甲府 三十五万石
宰相従三位左馬頭綱重卿也延宝六戊午年
九月十四日於甲府被薨去也仍文昭院殿
家宣公御續宝永七年八月廿三日贈征夷
大将軍同月廿七日贈加正一位太政大臣
最一遜代將軍家第六世矣
七世 家宣公 宝永六年五月朔日任内
大臣正二位征夷大将軍正徳二辰年十
月十四日薨御同廿二日贈加正一位太政大臣
八世 家継公 初名鍋松君正徳三巳年四月
二日正二位内大臣征夷大将軍同六申年四
月廿九日薨御同五月十三日贈加正一位太政大臣

翻按云
道院禁中官府治所也
改寺禁中藏書行所也

## 有徳

九世 吉宗公 元来紀州五代之主 實 神君家康公之曽孫也 正徳六年七月十三日為 家継公御後見入御二之御丸 同月十八日内大臣征夷大将軍 寛延四未年六月廿日薨御

御新に書籍に二字計にて實あれは院号はいつれも見へくいは当時の例也寺院の同前也今御館も共にも院の名は御館の御本の意にて是てしらるゝに修養なりける院に於て堂なるをも禁中改本の一名同也和漢にていは並より院の御本の内殿公卿の箱字にて佛刹に称せし院よりおこりて今御館の佛入士を葬りしく勅許を経て無乃号する也に院名今は天下の正しき職役なく広なる改本ここのころ是あらく寺院の名を御館の御家と名付まうのとせし故寺院と同事にならし右は院号書院部本の中建房號字なりし於赤年号とせし大切の御事なり

年號之記

文 年号は天子の主作也と

漢ノ孝武帝始
建年號云建元當
日本ハ人皇九開化朝十
八年辛丑也
和朝ニハ三十七代孝徳帝
元年乙巳号大化其後
以一時々瑞或用或止
四十二文武帝五年辛丑時
始大宝而以来不絶
用ゆ今年十二月雖
改元以明ニ年稱二年
旧例也
年号字 旧六十九字

知りし往古年号なきときは天皇元年
何年と称せし處秦皇にと今は年号を
へし 春秋胡氏傳云即位之一年必稱元
年者明人君之用 亦云不曰成位年其中則
與天地參之體元者人君之職也 易曰徳
之首曰元 亦云 羊傳注何休曰変一爲元元
者氣之始也 亦云 凡年号即位の改元にて云殺除
時の改元には赦を行ふ度也 除時に改元之度
天変地妖災しみ穀不登若は疫病流行上下

吉白神乾康保永
寛和延應永觀護
雉鳳雲至萬徳元
仁弘祿喜文明勝
朱字鳥正禎嘉大
享壽養錄尚
銅昊齊慶慶長
治寶天曆安貞
福衡老泰化祥
武平久祚景
增字二十四字
豐中興光運奥国
咸孝清通聖熙隆
顯紹淳耀靖開昭
寧祐宣

呉雑にも羅列しちかふしいへいて景雲年に與
凶変度々ありしに如何なる時代にや頼みし天子は一
人の不徳にて御身に引受せられし宣旨を改
めて御所にて元年まで改めては改元に
立より文政には改元の改度文亨まで元年と
改元も改元になりて一紀ほど
年号に改めなされし改元の年号に行れ
三か年つくれ時に改元なされし年号を
立けれしなとしたに改めし変化

也合此度文ふわらす世れ臨むやし従文
若哥ハ字ハ揺ゐ法之未年早行字
六花金世語字又は字八十八字をよ下にし
轆轤して笑へらき文字れたる人為何語
語よそく其文字されは紋史文字と
吟味して連綿熟字文字合にせことた
雑体の法とてたとへは雑同のあなり延庭此
字をなされは延字をとる語は度出すをす
者度庭字有にてた度文語出てはる義

度文なんこ右例右例れり　是出其鉛此
右例を用ひ右例をたゝみしとく雑同す
きは又如語度文れ門集て陳若す雑
者みな三人陳若みな三人立に前御して
天子此所おにて実白云阿保なる元織
判しく行れの字子ら花と吹奏せて
取て度文也も雑陳法にて御職度文奉
行を雑陳の行人十人廿行語廿四人も
行人又度文也も有るなか文人く陳せ文此不敍

支配之御屋敷にて奉行衆へ御尋有之書留也

一也

年號改元難讀之分

此外一冊に綴り表題し年号並難讀

并の分ケ批判議論の段を巨細書記し置

候上地下にも貴見する事也　然ル處猶又之實

未タ何分にも諸方にても法令に行はれ候

味ニ候得共又このや中の之見候得者改元之事としては

迄あり候人也し　達

寛和

享和

正德

此外別紙に書記し置て

一　難讀改元今般改元年号之事改元

任先例落着之筆遣書にて以
別紙書付中意之趣し上ら存
御用意之度以後之御書付を
勅問有之以不同之之段
勅答之御事以無事宜有之之旨
然〻宜存
何月何日

京藤
保基

土屋相模守殿
秋元但馬守殿
大久保加賀守殿
井上河内守殿
阿部豊後守殿

此節之趣申上候御返答御内意申下知可有之事

先格被渡以今般結構熟議院

任先例摂家中迄遣由ニ付
別紙書付之中宮大和守殿
叡慮之旨候右者正親町中納言
勅問有之候付勅答御用之儀
御達之事聴候得共正親町殿
不能思召候右通達
奏聞宜御沙汰以上頼候事云

何月幾日

酒井雅楽頭
忠績 書判
井上河内守
大久保加賀守
秋元但馬守
土屋相模守

日野大納言殿
庭田前大納言殿

此外ニは年書ノ付所乃ハ御清祓り
く正徳の争ちにて停止しも文昭院しハ
代なり

## 王氏一家　白川

其白川家ハ花山院乃皇子深正平清仁親王
其後流にして内侍所の御神事役社家より
不定其流なり叙爵ニ従五位下侍従に任
し神祇少副に補し二十年にして従五位上二十年而正
五位上二十年にして神祇大副二年にして従四位下
侍従を辞して少将ニ任し二十年にして従上二年
而正四位下にて時の位異作に
正四位下右近衛少将兼神祇太副源朝臣雅喬
此外書更ありて二年にして伯職に任す内
神祇伯に任せし也朝臣を略して是より
王と称せずして王氏と云う旅際若菜
京都にて神祇於家にて任ずれ共神祇伯ハ似

東流小鼓切紙奥書作ニハ

正四位下右近衛中将兼神祇伯雅富王

已書判也なり然他人の神祇伯中ニ三度の
なき事なれハ大体は子に神祇伯中つき
成ちれ子昇進すべきを浮く任二位をや
事也此家を之本二位の家にて従二位ニ先人
達也内侍所無数の神体なくて内侍所の
神事之家に預りまもりて天下泰平宝祚

無窮十数充兆民快楽の祈しおる也伝蔵
鍋様ホにも彼ろす唯一家派吉田道の作法
家内に生死の穢あれは鍋様ホにには
甲是り和内作穢出すありけりとい代
は白川神祇伯一人を先達として其の伴奏
大体ゆる宮れ体文ヒて内十万七人ハ鍋
様にもなりすせ五三流ては自他穢を
ーく清浄に出入なり穢体非事なりゆ用
之の方にやし万の事也此時つ方にれ

日本紀纂疏曰
水火是天生之物
莫分潔淨而何故
神事忌火加何答
曰火本是雖清淨
縁人觸物而穢
生故不食炊爨
之物而已

内侍所参仕之觸穢之輩不可参入矣

諒闇といふは海内にくらしといふ一天みなくら
ぬ崩しまふ事なれは世ハ常の服をかへて
諸人に皆れて天子たも常の服ぬきて文
の御かはりて付布に付撰表を着に
給ひ今ハ常の服あかはきてきハ小御衣の御
にて三年過して又御衣の一事ころや諒闇三年

天子不言哀朝にていわすして一周年服喪はいたい
なる事ハ毎人にかはりに三年も其事を行
なはれなるハ廣太のみ事なり古代ハ此朝に
も今のみ事ハ天子御事ハ世にもまれたまふ
あり御事着服の世をへて其の風俗也形
きりて御文決てに大臣殿ま故老にハ廢朝ハ
三日也廢朝といふハ天皇不聞朝政廢其事也
御文院東宮女院国母女御更衣御息所太政大
臣准三后等ハ廢朝五日廢務三日也廢務

これ扱実白ハ大事に語りまいらせ候御様を
勤めまゐらせものなり支度人勤めまいらする也是を
齋竹と云　他齋翁齋竹とこそ鐺様とには
あらず者の若修ハ是までにての支鐺様のまゝ
出仕様ぞすること支那ぞや　神社等ハ此附
にあまた一社くにハ常式にて定め置れハ是社人
氏人とて社の法規なと定候とて勤むる也
又此御修中の支ハ元来相伴申ちかす
にあらず武威の権勢に(と)あるまじ畏ほせ之

若乃修めなれてあそおやけ方にハ萬事様よ
して其代の天子百姓とし共におこしめ設
たにおこまりなきて難にあらしめ元に治し
罪科に行ひやしのまゝ吾等にはて始め
担ぞ歌姫としらしかまへてしらぬ一條にか
はひなされて安まはず大見おやけ方は大傍
はまゝ之し来りて難もまし事支枝
に実気は修めはにひしく長く樗仲のは
短くやらかなり様々に鐺様の支院の法

所労ニ付テ此度之御役御免被下候様ニ
ゑのさてもなし、然ニ宝永六丑年正月十日ニ
常憲院殿綱吉 薨御の前ニ姫々綱條公ニ
おゐても御代の御度々御つとめ候度々御造
五十一度也

一綱政破壊遣以今般被仰
大樹公薨御 宝永七寅年廃輔

右御出綱條記
御身御事以無余宜有
云上以其之譲云

正月廿一日

京藤
保善

大屋相模守殿

大久保加賀守殿
秋元但馬守殿
井上河内守殿
阿部豊後守殿

右之趣ニ而本通をしかハ御書付大御老中ゟ相渡 其写左ニ
御文之奉書ニ而相達候御老中ゟ御写ニ
先頃被仰付候ニ付今般

大樹公薨御　去年七月
慶福様江　御相続様江
御肩入ニ付被遊被為在候慶福
様　御意之通恩召様
之事ニ付於御相様候先例ニ
唐之以御通拝被遊候　思召ニ

然段宣之
奏達以此趣得之云

正月廿日

阿部豊後守
井上河内守
秋元但馬守
大久保加賀守
土屋相模守

日野大納言殿
庭田大納言殿

共以右書付之文御返し被申候

猶札之段披見之候ニ付若

寛鶴樽之来路

仰出之候故致延達 上聞候処
麁猾之族共御穏便ニ而狎候
於鎮撫者例成無之様ニ被成
御掃退度 思召候達
天聴候不斜叡慮を別而被為悩候
叡感ニ而攘夷候様御盟約
振ゝ御威候ニ而被遊
御領掌候而可被
御筆之趣を以備示右之段
宜遂御沙汰候様ニ被存候

正月廿日

定條
保長

土屋相模守殿
大久保加賀守殿
秋元但馬守殿
井上河内守殿
阿部豊後守殿

再通承り度候文以之趣此平伏申しさ
いよいよ鞨鼓之儀は御軍勢鞨鼓の雅也

説文は白河院御代にして内侍所ゟ經来ル
楽人の勤にして天皇昴給ふ時に御神楽ニ入
御歌御拍子ゆかしく鞨鼓ニ天子へ指揮ニ合せ
ね毎年中に楽人自ニ事ち数拍かけたる
ニ天子は冠冕の上へ鞨鼓を懸け蓋ぬ合
帰さ白川院皇安い御幸月給なさ出る人
一日精に候る給下おと下鞨鼓は御覧ある
男候の此時通之い鞨の合ぬこと九は人
の之語之へし江武家御意より初て人進ぇ

よも覚の時各絵成わりくれ此花古紀集
にも書有くる故為冥加詩文房でみせ記
為尽しけれは一人騎の女王之神とし
しかも其わりたり流石は職まての御家だ
それなりの前白川殿に似合なる也女部なれ
一家より百折子こしてけれ代銀をも交也
むかし往来系ある右纒横よりも録々を有事い
之人々讀はま支ても
右摂家清花大臣家 諸家 羽林 名家 小ア器 中門 平清華 王氏

右に出る所の公家百三十家右之くもく昇殿を
許されて堂上の内に列せられたり
摂家 五家　清花 九家　閑院家 一家
羽林家 六十七家　名家 廿六家　二家
半家 六家　清奈 二家　安部 二家
下部 二家　大中臣 二家　王氏 一家
諸家千庶流　藤原　五十二家
都合 百卅二家
右此諸家の内凡其位にし高下あれと新家

かく挿まし又六位の蔵人順爵に預りて
おなじすれはなほを去り列に入て候へし
ば三位の人をもとめ方候ふたきなり

## 六位蔵人四人

地下にては貴賤から昇殿を許されて来ぬ
よりて朝夕地下の者士にまぎるゝなり
たゞ此六位の蔵人のみ極臈は一体なきゆゑ達
ありて第一の蔵人を極臈とよぶ第二をば

其後に新蔵人に
はれしより極臈と
なりし方の事とも
説あり取のしなり

極臈の時は歌題地
一方武官其年之
あまりしくまことに
わいは功臣になく

蔵次蔵人といひ第三は新人の氏に呼びて
源氏は源蔵人平氏は平蔵人なといふ
ねに第三を氏の蔵人といふ第四を新
蔵人といふ少人大に五六位とにて八省の大丞
なとよりや年齢の老者に占掌[illegible]
次第に依りて次第を定[illegible]
凡極臈は六年もの労へて必ず極五位に叙
せらる七省の太輔などに任せられまことに
列又更也巡爵に預りてむかし叙位せず

三字三人扶持也
禄は扶持遣之也
先よ地下并扶持武
不食は其換

此類者後三位先達也總而先達と申者を
年々巡寄の時ニより籍を制しまして其后に
より非蔵人と称して文にあらず先文面
用の文ニ十三也通例六位蔵人とその中より
禁中ニ小々勤仕是又二十日月輪の時には
非蔵の後ニして非蔵人ニ詰候の者
挽出き又は其延人ニ詰させる方には
席ニ致大事其事勤也非蔵人には麹塵
の装束ニて天子様の御衣揚る時の御衣は

不之例流例によりて召出甲降する事也此類の
非蔵人ニ世にも許さる非蔵の外は六位の絶
深縁の絶也故人を昇殿して御身の為勤仕
而勝り多くする也小外記小史の中より尤も
多くして此蔵人になる事也

職原所被載之非
蔵人者志也多也
今非蔵人者非正人

## 非蔵人　無員数

非蔵人これは地下にして昇殿をえて殿の蔵人
に備ふつきるなき者行しよう也綜蔵人ニ

装束は定也 禁中にて諸大夫以下北面の
給仕人なり 数至大臣は高貴の人なれ(と)位は高也
以非蔵人大方下鴨松尾稲荷等の社家の社司
人也 其外は社中にて一社非式の者には別れたる
非蔵人は昇殿して實役となり 諸位紀清は
四國の人を定めつき齋ふ人にも非蔵人の
補せらる 名仕そや 又町家の人もさしおかれ
断して古徒も又古来よりは社士家は行方に相定まる
勅補は次又大町家の人へは申物くを 貴役侍也

云處のは休立臺通り
御當りの所の也
昇殿のとも定
稲荷数至御難は平
士分に仕支下付
此支さ六位士也
清花方へ名下支忌
付半分也
諸家は何にこれへとは
よきなり
壱分指難支同前也

名字て方にはそれ稲荷なしとひ為御
の方ちそと名仕也非蔵人の名は云處のと
は本分へし小人口のは也御難とらす稲荷
のも名也冠は巻纓縁して七位の袍を着
す 堂上ても衣冠にて参内にても出られし
者分より入てのは切角のすは御稲荷にて給
は来そのこと時清らひ来ひ書に一僕にて四位
敬 小書にて一僕にて所書は大文通に衣冠入
のせ非蔵人御難をとられ名をも申しも所を見ゑ

下ノ一字楷ニ而書付
御奉書ニよつてハ其を
書付候文字ハ平仕を
書し下ノ字ハ略す
書付

中原家流を
一流ハ此中原家系(?)を
称す
一流ハ又三人を呼(?)総(?)す

先祖書之方にて記之候の御家筋(?)あり
文字ハ之書 貪海之書之雑記する也
地下諸家の面々ハ押小路大外記壬生官
務等ハ其他也 大外記を局務と云 官務を
務ル家ニ云ふ 壬生ハ左大史をへ
て代々東大寺大仏長官之数代兼帯し壬生官兼
小槻氏ニ宿祢之姓を称す 押小路ハ大外記を始め
記大外記を経 直講ニして掃部頭を兼中原
にて家系(?)之姓を称す 其他平田ハ山花(?)家(?)

押小路 大外記中原
師立(?)後也
壬生 小槻宿祢
隆職後也

右近府聽(?)之事ニして此の方が兼(?)ハ中原氏ナリ
此人其地下役方の最一也又此ニ人の役ニ詮(?)
諸司を指図(?)之衆(?)之[illegible]
大外記ハ恒例臨時の之事陣目叙任の事を
奉行す 官務ハ往古職掌ある文書悉く知る也
此家ハ下通例十一通の役方也 此家ハ局
務方(?)[illegible]
[illegible]
のみく[illegible]也

▲宣下官　於陣之座　陣之儀ニ而分之

仙洞宣下　宣下并ニ内ハ御れ有れ之計　辛竟私ニ四字也　陣信ハ陣之宣下
ろうくハ仙洞之様有

法皇宣下　又上皇宣下

立坊宣下　立太子ノ大丈　東宮宣下ノ大

立后宣下　ーーハ是ニ今日にて女御也
后ニ立ハ宣し　かれいかなし

親王宣下　親王の叙式　四陣之校親式之
此つ之一方法親王之　陣式相立之

内親王宣下　皇女

中宮宣下

門号宣下　女院異名女

一品宣下　非社ニ加位　是摂位　正位也

摂政宣下

摂籙宣下　摂政を摂する宣下也
又人主ニ関白となれると次第の人ハ器量を行はさてしこと

関白宣下

太政大臣宣下

女院宣下

准后宣下

左大臣宣下

旧七弁　左右大弁
左右中弁　左右少弁
権左中弁也　今ハ
左大中少弁権官を
加へ数ニ至限

右大臣宣下

内大臣宣下
旧宣下ありけれども近代宣下なし

儀同三司宣下
是ハ宣下にあらねど凡衆ヨリ
の事ニ不列在故　三公ニ準ず

大納言宣下
當時十人

中納言宣下
同断

参議宣下
當時八人

蔵人宣下

蔵人頭二人

蔵人所六人内五人
非蔵人方　五人ハ六位蔵人ノ方

蔵人別当宣ハ左大臣兼之也

蔵人六人　今無数

左近衛大将宣下

右近衛大将宣下

弾正尹宣下

東宮傅宣下

太宰帥宣下

三太守宣下
親王方　但下ハ不任分也

常陸守　上野守　上総守也

将軍宣下
旧ハ征夷上将軍二将軍也
今ハ征夷大将軍

検非違使別当宣下
又補看督長人也

今判将軍様也　別当ハ以当別当ニ又在をごと
判官所ニ仰す也　法ニ曰佐署ト書付も
此職ハ書付ニ有りし

氏長者宣下　源氏長者ハ冥宗将軍宣下
の時宣旨一通あり　藤氏長者ハ摂政
の大臣を附する人也　別に宣下

橘氏長者宣下　又学館院別当宣下を称す
大昔橘氏公卿多く出せし時ハ宣下ありし
氏公卿絶して今ハ宣下も無し　衛九条
家に伝法の後絶て又橘氏任ぜず
何して九条家此長者を兼て九条家
何学館院別当ある　故案人不定て

旧時宣下
諸ての宣下も無きなり　若し宣下あれバ有けり

奏慶者
奏 任官叙位之嘉慶之儀

拝賀者
拝 顔任官叙位自己之賀儀也

武家以禄初合叙位任ずる故奏慶の意なし

奏慶拝賀之次第
奏ハ宣下位に任ずる時ハ奏慶拝賀を勤る
也私館より参内して参内し叙任ずる
参内也布衣素襖如夜退紅白張武家にある
諸侍又六位の士駕輿丁路列を整へ参内を
参内天皇御所宣へ任官の人ハ舞踏
て御拝になり笏を足のかしらにあて
拝賀に参内を拝に拝し而て
一足の後足左右ひき一足へそろへなから軽ち

けふもけふもけふも
三返して九返也
紙の十字のかた書
りく一撰［illegible］

経の方を顧る経ハ男に從ひし事也
米字にて大事ハ不傳也宗派皆方のハ以て
上地物経受也傳受して御前ハ儀式
左くに依て傳法もし宗派ハ三通也
私方にてハ右經も結本一同ハ入也地下ハ
としハ傳受もし受持し結願受法て
結縁記録して圓滿なり一宗一等ハ受取
かこうそ古縁相応の四受あり結ハ入力物
紙の結念一本経本同娃ハ長武派者数の所也

青呂二千綱千鏡鉢乳印経印錫等
生物乾物ハ進物山ハ祈し使者人くに
假物御前奥庭にて庭にて潤ひ結て授
事こそく結ひし自他共の受取りて富貴ニ
ハ是ハ其通りなれバ万物花にハ法の請受
のハ法会とて請くこしまバり取りて夢さに受
先也也作大方小男相応にあるも大人ハ廿四ハ物
のバ法会中ハ二十七葉にてあもの物ハ巻
鹿酒青吹物青の京さし菓子院略景六

然ル二三方小路ノ方ヨリ平安城の正面に
瑞鑾ある大聖ある後騒乱の変ありけり

禁中西南ハ九門にあるを今九つあれ
共旅きて六門と称し其れり今の如く
承はい小川今出川辰南ハ北寺町境西ハ烏丸
通東ハ寺町也

正北　今出川御門
此ハ人家の間　正清丸し艮
乾ノ御門
正清丸一条丸の方
続く烏丸下不

正西　中立売御門
此ハ蛤御門南烏丸通の方
中　蛤御門
長者町御門ノ北ニ
椹木町境也
下　下立売御門
開院宮ノ上一条丸ヨ年寄
同し旧新在家御門

正南　堺町御門
南ノ御門ノ北西側九条殿
東側鷹司殿ノ前

正東
下　東中立売御門
此ハ東町御門ノ北ニ
宮丸中ニ手付同し
中　清和院御門
中川大和御門北ニ旧少将
清和院付法売り二ノ殿
上　艮御門
東桂宮御殿ノ方
石薬師御門寛政北ニ

右今ハ注ス事ハ不ハ九ツなれ共今ハ四ツ　乾
中立賣　蛤　一条町　隣ハ此ハ古ハ根
本ハ四ツ也右業師ニ古實キなれ共此ハ畫の様式
未定ニて不用殊ニ不ハ新實也故何度もて
九ツ不迄同ニ配ス入書ハ勤れ共札ハ新ハ六門ニ
事人中ニ謂ル也猶家數ニ於拾法前ニ元於候
賀ス叙位増澤当何度にしテハ月割度
にハ仲ろとして指前進ニ候ハ有之るも
六不ハ四ツ事中くとしテ間深甚細等乃事也

揺八右ハ下也元技於也内ニ三総ハ下畫ハ四ツ宗ニテ
ス于是代領キス是該ハ当カス下畫ハ一斗揺也
右業師ハ四ツ畫当ヵ不れ共下畫ハ云自分ニハ宗候ス
乃後ニ揺宜敷ス大抵の前ハ其なれ共ハ九ツ也ニ
國ス注ス候是ハ四ツス又非常の節も其ハなれハ大
ツれハ小ツか取又は是も先揺くハ四ツ九ハ今度大ニ
ニ沢ハ四ツ不候騒る旨ハ表のけハ入込甚敷も故度
取集しものか於ハ絶大数ハ御掛ヶ為開帳也
志ハ注ス是数会国ス大事の四ツの宗ハ才にハ今

棒ハ武にて也四裏ハ二方内文既にて雑し
杉尾杉村荻原氏の先ハ文武を付たるに仍
先に手持す故棒ハ申然して元来六ツの法
棒振の事にハ法様の運上ミにやう法事に
や心ある每年歳月武勇文六ツ付へ四表の方内
ようをおもし故に振を使用の四方にハ将
軍旗を陣に張ねの用也
標征夷大将軍と申すハ仁意ハ家に
万民ハ撫育し刑罰ハ正しく離叛ハ征し

左傳曰大將曰之元帥
漢書注曰其居所謂之幕府
本朝号 上ノ方 大樹 幕下 御所
將軍 柳營
第十代崇神十年命四道將軍而遣四方本朝將軍号始於是

治ル天下に成する為也今日泰平に治まれる代々に
以て安泰にわたれるハ征夷将軍の御方也本邦ハ
代々これを制せ
神書曰天照大神欲降於豐葦原中津國
之時遣經津主神 又号斎主神香取明神 健雷神 又号武甕槌神鹿島大明神
令平諸不順者云々又日本紀曰神武天皇東
征之日物部氏祖道臣命為軍帥云々物部
和州武士ハ仍しくもの始なる二字の洲是よ
り始まりとまうり征夷の名ハ日本武尊に

史曰十二代景行帝四十年以皇子日本武尊為大将軍以武日尊武彦命為左右将軍征蝦夷　云々
職原曰古鎮守府与征夷并置之於然頼朝任征夷以降依重其号不并置鎮守府

東征にさしむけられしより起れる名なり
かつき給ひより征夷将軍の名は始るとかや
其後久しく絶て後中興源大納言頼
朝卿征夷大将軍に任し給ひしより以来
武将其人のみ此号を称せられ武門のこ
権をとらせ武家の最体とせす此人より
足利尊氏相続す中興の大将軍より後
思惟するに平氏・源氏の姓氏の武将
征夷に補せし人は稀也只源氏にのミ相
続する事なれは目出度事になし也
御当家　神君御家康公託せ給ふて征夷
下之儀に任し給ひしより御代々将軍職
相続次第に昇進ありて十五代御将軍
様に至る大将軍に征夷将軍之事　帝代乃
御年進之儀　御両統安国殿江登営剣
正一位東照大権現宮と称し奉る故に日光
山参拝東照宮に奉幣毎年例幣使を
宣下　宣下并に古今武門の棟梁

伊勢両太神宮
八幡宮 天満宮
加茂下上皇太神宮
此外廿二社の中に
は宮号ある社
号なき宮号の
社皇居の御守護
の勅なり
清盛の女を太
政入道にはり
かれをも補関白

代々の明将より宮号ハ云べき事也
此方佳異進の次第ハ集し此家源
平両家の氏を兼しけれども用ひ侍れハ
太政大臣ハ又関白ハ職也太政大臣にハ
其人を任すべき所ノ事也 今も長寿なれば任する也 摂政
関白ハ其人に家の定に依て関家
乃指定て天皇の是家 其身の両統行
嫡家なりとて勤むべき職なりき
故に其人の人を関白ハ定めしに

羽林青雲康人より起て摂政関白を
なりて補関白職者家ことの道也
信に応し別に好み撰ひ帝王海に関白
を譲る家当ハ大閤に称せられし事
大きなる候事也すくなからぬ所に其身の
姓なして豊臣の姓を賜りて以
無せし身に関白を前摂政事とハ不審
なりし合従の宣之也 依て其一部
三通に依け 此事ハ心より其を言ひへぬそ

自然ニ出法ミ法於紀せられハ二十歳
故生一世ニ志く續與あ読なきにて
出推すへし　御憲の御母出ニ於てハ
大閤左大臣の祖ミ語義雅ミの御文藝
漢級御書の御存なり　從今ノリ文殺筆
様の四年出ハ生立候屋中納言にて大臣の
大納言ミ任し玉ひ從四年宣下又一ケ年
指なり史殺宣下於時ハ十一通の宣下あれ
然木度之十一通の中　六通ハ大外記五通ハ

左輔なりれに記すると云へし於文宇
二度左大将宮先生之御兼官あれハ大臣の
御職事也と云へし歳に記ハ文脈境致帰
昇進の経也　ナア之外ハ元年不営の儀なれ
文字の業揃しまへし於文藝紀の支文
なれハ再考まへし完り読難あるへし
然れハ一代様式也等ミ推し云考行ス

宣旨十一通　一聽宣トテ是ハ室
御侍宣ハ　淮

従二位行権大納言源朝臣家宣

右以件人宜令叙正二位

宝永六年四月廿日　大外記正五位上掃部頭造酒正直講中原朝臣師英　奉

正二位行権大納言源朝臣家宣

右以件人宜令補任征夷大将軍

宝永六年四月廿日　修理東大寺大仏長官正五位上行左大史兼主殿頭算博士小槻宿祢季連　奉

正二位行権大納言兼征夷大将軍源朝臣家宣

右次件人宜令兼任右近衛大将

宝永六年四月戔日　大外記正六位上掃部頭遡正直講中原朝臣師英　奉

正二位行権大納言兼右近衛大将源朝臣家宣

右次件人宜令任内大臣

宝永六年四月戔日　修理東大寺大佛長官左大史主殿頭算博士小槻宿祢季連　奉

内大臣正二位兼右近衛大将征夷大将軍源朝臣家宣

右以件人宜令兼補右馬寮御監

宝永六年四月廿日　大外記正五位上兼掃部頭造酒正直講中原朝臣師英　奉

内大臣正二位征夷大将軍源朝臣家宣

右以件人宜令補淳和院弉學院別當

宝永六年四月廿日　修理東大寺大佛長官正五位上兼左大史殿頭鎬首小槻宿禰季連　奉

淳和奨学両院別当内大臣正二位征夷大将軍源朝臣家宣

右件人宜令補任源氏長者

宝永六年四月廿六日　修理東大寺大仏長官正五位上行左大史主殿頭算博士小槻宿祢季連　奉

内大臣正二位兼征夷大将軍源朝臣家宣

右件人宜令給仕近衛次将各二人

宝永六年四月廿八日　大外記正六位上兼掃部頭助教直講中原朝臣師英　奉

内大臣正二位征夷大将軍源朝臣家宣

後白川院始被補　摂政　惣追捕使是也　補諸国地頭守護職使也

後鳥羽朝文治元乙巳年

右以件人宜令奉仕番長看督長等

宝永六年四月廿日　修理東大寺大佛長官正六位上行左大史兼算博士小槻宿祢季連奉

内大臣正二位征夷大将軍源朝臣家宣

右以件人宜令聴乗牛車出入王城

宝永六年四月廿六日　大外記正五位上掃部頭兼造酒正直講中原朝臣師英奉

内大臣正二位征夷大将軍源朝臣家宣

右次件人宜令聴随身兵仗出入宮中

宝永六年四月廿日大外記正五位上掃部頭酒直講中原朝臣師英　奉

右如形なり奉人の為にまうす事にて左職
ともうけ置下すも禁中にて陣後の時は士を
上卿職を兼務ぬるも征夷大将淳盛
深き左仗は武左なり也内大臣左衛劉当也
兼知る長　入殿は文左向也　住宅院にて
宮下の親戚の時はおにて文書の事ゟ書例
にて西陣後迄ゟ河内ゟ押領するゟ職座
が動るは也　英大の依頼経緒に
之文雑役に職之ゟ見様之也　持貴は淳

縫腋の袍は織文に唐草の丸紋に
浮線也　下襲　表袴　平緒　太刀
梨子地螺鈿の太刀　裾は一條　襪
石帯　象牙笏　巻纓の冠に挿頭し
冠は透額の纓にて役に任せなし也冠に
如く織文様は紋也　一代装束は装束一式
いつこも此冠の装束也　烏帽
子指貫　直衣　いつも同し装束之下襲
地は此色目より此の袴の色目は定め

魚袋　石帯　笏　其余は別人の装束に同
是作り装束を着る将軍宣下の時は
勿論にても内大臣の右大臣なれは装束は皆同し
此家の方は猶格にて着用の装束は皆同し
格は一代在官の進の装束は右の内々勤仕
まつく此家にて儀式を行ひこれをもわりて
二元昇進あるに今実に武士方はつきも居
所縁あにての昇進は将軍家に准し宣下
ごとく公卿補任は格別也　これを標準へ

歴代
公卿補任　標本の元
祖となり

其文なれハ職掌勤つとめける取し先に
依て慶長の頃の末に
東照大君ニ御門長男秀忠公（台徳院殿御事）
以前ハ二条関白昭実公三人連判し
禁中十七条御條目の中に
一武家之官位者可為公家当官之外事
此新御條目なれハ公家方官職の際
も取らす武家官位の儀にもあらされハ
将軍様を始として宰相中納言大納

言等にお成有てハ云度もなく其ニハ
尾張殿宰相にて任し其後中納言に任する
と尾張宰相にては云参議とも等く又
中納言に任すれハ又尾張中納言にてハ
参議官位又大納言に任すれハ先達として
尾張大納言におゐても中に位階にて
禁裏ハ先に准すへし依将軍宣下に付
実なき名目の面て　奏聞より以後
以達以て　御成てたこ代御法度の御沙汰

正徳寅年の比
文昭院殿
宣下拝賀の時の記

旅館乃山河清迄之例に任せ之取計度
なり

定之覚

今般於 将軍 宣下為通
実東京向之事ニ付総老於大津迄
品川驛御出迎
御供奉 御来京并於御渡し
渡文御物等任先之例宣旨以御渡

然ル 将軍 宣下案渡之面て

上卿　三條大納言
職事奉行　甘露寺弁
御使参向之役　三条中納言
御身固之役　土御門三位
両局　押小路大外記
　　　壬生官務
右使　[illegible]

副使　三宅中将殿

若使　吉田大炊允

将軍家御方御祝儀之御厨前ニ

勅使　三条大納言

庭田前大納言

仙洞使　梅小路中納言

新院使　松木前中納言

女院使　広橋三位

新女院使

女御使兼　水無瀬弁

右通相済十三日十五日之迄ニ

而於叡覧之上自御衛清浄堂に

為人数書写為出拾別紙

中入以上

四月五日

庭田前大納言

三条大納言

松平紀伊守殿

此外次也別紙人数書ニ

来府之上下人数書之

三条大納言人数　上下　四十八人

庭田大納言人数　同　四十人

柳原中納言人数　同　四十人

松木中納言人数　同　四十人

三条中納言人数　同　四十人

岩倉宰相人数　同　三十人

西洞院三位人数　同　三十人

東坊城少弁人数　同　三十人

押小路大外記人数　上下　廿四人

壬生官務人数　同　廿四人

出納大蔵人数　同　廿人

三宅監物殿ハ拾人

青山大膳亮殿ハ拾人

右之通人数合百五拾人也 上ニ十五人 下ニ四十五人

右諸大名衆前通中人馬被宜

能々御法ハ以上

出羽 播 武之 御者ニハ 藤葛代也 上ニ拾人ハ

稲葉丹後守殿大作

武蔵大惣

各十五万石余

伊勢大津御役羨

武蔵様

各十二万石余

壱ヶ字桐之間

御所ニ而十五万石余

和州ニ十二万石余

郡山大和守殿

同小笠原 十

八拾丈下ニ拾人 宰丈□檀之 十二万石

中ニ□別合□□□り□□□□□代官

□□也石余人馬□配符之此人数積ニて

□□□□し候ニ家□□□□□□下

八宝永六年五月□□也□□□□□

同年常院也家宣公ニも□□□□□之大納

言ニて□□□□也□□□□□ニ□□

□□勝ける方ニ□□□□勤□□

□□□□之□候の□□□□□□

御奉行御役人へも
十両宛
御蔵方小役人
八両宛
御右筆　十両宛
惣して御右筆　八両宛

然處此節軍家にしく代々京都の公
作法し候ても殿様御支配にて勅使
御下向に當り御饗応御馳走之
之事殿中御格式に相成し其上にて
伊勢より自分の御礼式相勤め京都の宮家
の御老中方御指図にて是に准し右之通
此方様迄へ入御勝手の御用を以て御取扱
縁組之儀支配こゝにて　又都御公家の
通り御在所に於て御公家衆大納言殿御参勤也

上の御方は正三位大納言保忠卿と申し候
然る處右方にも御座候て此方は御所より廣
縁組の儀に付何某小役人格式の御高家
に於て御縁組遊ばされ候所に御公家の
御制格式からもしめし候御所保忠卿は伊勢に
ても御手代職支配の事其筋之人に
正四位上左大尚長朝臣廣縁組は御所縁
に於て又其代也此の時に縁組替
に於て御統候時に御手前に御す外に

和
俗ニ從人ヲ曜ト物持
又ハ入物而在之ヲ
持ニ名ク庭興数ト云
使在之事也

右使ハ佇す　右座之大納言に佇す大納言
正二位の宮一揖　柳営に入て三献の弁に
佇す弁ハ又内弁に佇す内弁　行て上座
に於て大納言揖に上る御頂戴まて法覚
し又大納言柳営へ入弁座ニ着中納言宣
旨に於て座の前に執出内大臣
これハ元柳営を御手に於て　与に
今子大弁入て於て大弁納言通り手え
使者して入て使人に渡して弁の座の座

宣旨於て御書に次第
於に書付し通り
う何　次第てや

職事にて有後に以
杖并大臣於監人之

次に内弁何ぞ揖して又弁官に佇す
次第於右務大納言軍於宮右に入て於
於る与数於て度同様式終る
宣旨ハ頂戴御紙式於御目書の一紙
一揖して入御上弁式座文地下退去
休息所ニ入歩して番保座依文御休息
於叢山於の前於奥座ニ先御これ会
從二位中納言ハ水揖て内射面に先手番議
に何に用人
方福依於る塗房列に在之気
辨部下役多

元服之儀ニ付出之ヽ 秋之任馬寮御監
此側網代之次 様於之上將軍様御
奉行ましき 宣旨之時ニ御
側ニ御用人元御装束着し 蓋を以大硯蓋
に盛上ニ御取ニ而 手ニ持ち之二方ニ御献記
披露之こるや 供之分御次迄ニ御退出
未御附也 其事了る 御座に相戻候ふる
金元は一生御様子ニ御すりや 供待之文
何等書院に 其後上段に而方に其元

任官 宣下相済候御礼 勅使
之地久大納言様 右大臣 御次之時弄
之元御座方御相渡 上ニ而之一帖ずつ相
東庭田正三位殿大納言殿 上段ニ被案
將軍様ニ御相済ニ付 御座之御家司
安藤御取次ニ出し 其外院使御使
之御方迄御進物之くに而 御相勤之
披露御太刀馬代之御ニ而 將軍宣下
勅使 勅使之ヽ以述時御礼御頼被仰

此時まて無難之事にて候處
何方よりとなく様〻の御為秋に無拠し
なんて自りて将軍様の御威勢盛衰
て太平に相成しよりけ不言
由更也　兼友数多の侍衆之御家
なれは乳房御付の生たいたして無度
也其の段不知ものかより更也　右御家
ミ〻も御書院へ参り居たる時は
西にて　勅使下け候上に
御つ数三位陰陽頭天文博士安倍泰親孫
候は上一見同上候の玉藻際に説仕して
将軍様と其為合に成し御勇国天文と申
被申は勤め居しく度候て一揆して
退られをけ候の末に出来有将軍様は
御子に出御ころ殺さつくし對られに而上
其一度又之もりも出御身方は決気お冊て
将軍様上候の御面見えられ勅使と能話度
ミも文出来の内に自分様は被為敬上同様

第一列一等ニ三家元の相撲以上中ノ五
以猿投相撲て着文列尺安度宝下ニ付
ゝ御褒美ハ

判金 大判 十枚　右ハ三家之御方
判金 大判 五枚　職手 尋常之者
黄金 中判 百両　伊勢長次忠以料 三ノ丈夫御方
黄金 小判 五十両　伊勢国料 右ハ同苦

先ハ役料也諸役物
ハ御褒美ハ
役三百枚て
本ハ御三百把て
其外役三千艘て
相例也此役ニハ
五月より十一月迄相勤
ハ御入用ニ
此月より十一月迄
ニ給ハ候
三月より十一月迄
三職手や相勤
右三家元方ニハ御
右二百把ハわかや

右相撲ニ三家元同様ニて右ニ両人ニ而職
ゝ頂戴之上御年寄衆ハ御奉行の
御免ニ而地下役の者も御褒美ニて頂戴候
又江戸ニ付諸役諸物

黄金三十両　押小路大外記
同　十五両　壬生官務
右之列相撲文録二年
同　十両　葛度

以上語文　四例格
或以上作詞之

黄金　　　副使

曰　　妻　　正使

娃判吉凶お付き添のうしや

右容下みな以祿あるはうに妻史
妻只大故元曰朋元の室内に漢了也旧
例に任せ管年奥向は方としんに兼
山数中手馬妻をいづく付の大事にて
御昇ともくらに呼りよ方の大名汰文乃
此妻の職務の往は返之とおしけ服務
に勝く而某に付り御執心の男ミ一ミ
まに秋上す夫妻の大小とい承き書夫の史也
乃ち職法事は易位くに手書材は自ら為也
組子は組役へ役義を付て大下泰平を祈し
今度大山も祭りし候を以て於軍様
にも相り大御老之方を迎申事也
寄は依りこそ以察庭い於下御出候而付
日振立て以所之於の格也まく以先仲
之使の所也法取持戦発貝書物後流之一

上卿くれぬの度 松平安房守思形成ら
ここにて伝しの献上物不にし参らせ候
宣下これより先勅宣由申すなり也
言上は口宣案にて宣旨なり 口宣案ハ内
伝宣なりしかるきよう也 宣旨ハ聴書ニ
てもし 六位蔵人ハ陣官に書義ヲ
給候ても不苦 武家ハ任官ニ付へ言ハ 中弁
左府上も 位記下給候也 口宣案ハ

此格に安房守手添宣也

口宣案

藤原隆信

右江件人宜任治部丞

享保元年二月五日 蔵人左少弁藤原敬光 奉

宣旨

従四位上源朝臣氏全

右以件人宜令任刑部太輔

別紙ニ而一行ニ書
大文なり

享保元年十二月二十六日 修理東大寺大仏長官正四位上兼左大史
殿頭算小槻宿祢季連奉

位記

従四位上刑部太輔源朝臣氏全

右以件人宜令叙正四位下

関白従一位前左大臣 藤原朝臣綱平

左大臣正二位 藤原朝臣家久

右大臣正二位 藤原朝臣吉忠

正二位内大臣兼左近衛大将　藤原朝臣兼香
正二位行権大納言兼右近衛大将　藤原朝臣公全
正二位行権大納言　源朝臣惟通
正二位行権大納言　藤原朝臣昭平
従二位行権大納言　藤原朝臣致季
従二位行権大納言　藤原朝臣輝光
従二位行権大納言　藤原朝臣常雅
権大納言正三位　藤原朝臣公詮

権大納言正三位　藤原朝臣公福
権大納言守従三位　藤原朝臣俊清
権大納言守従三位　藤原朝臣尚房
正二位行権中納言　源朝臣具統
従二位行権中納言　藤原朝臣隆典
従二位行権中納言　藤原朝臣永福
正三位行権中納言　藤原朝臣隆長
正三位行権中納言　平朝臣行康
正三位行権中納言　藤原朝臣韶光

権中納言従三位　藤原朝臣為信
権中納言従三位　藤原朝臣兼親
権中納言従三位　藤原朝臣基香
権中納言従三位兼左衛門督　藤原朝臣基顕
従二位行参議　藤原朝臣定種
正三位行参議兼民部卿　藤原朝臣基長
正三位行参議兼右近衛中将　藤原朝臣公緒
正三位行参議兼右兵衛督　藤原朝臣基安
参議従三位兼右近衛中将　藤原朝臣資[illegible]
参議従三位兼右近衛中将　藤原朝臣有綐
参議従三位兼左大弁　藤原朝臣兼廉
参議従三位　藤原朝臣国久
二品中務卿邦永親王
従四位上行中務大輔安部朝臣泰貞
従四位下行中務権大輔藤原朝臣兼仍

正五位下行中務少輔兼宗朝臣雅康
中務權少輔従五位下卜部宿祢兼幸
正四位下行少納言大内記文章博士兼亮朝臣 總長
従五位上行少納言侍従平朝臣篤範
少納言侍従従五位下清原朝臣 宣賢

# 主者施行

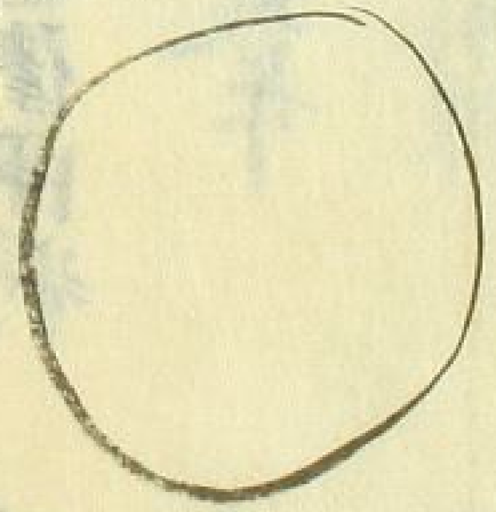

花洛印下也
天子賜官位於
臣下之印璽也
二寸五分程也ろきト

正徳元年十月二日 大外記正六位上兼掃部頭博士直講中原朝臣師英 奉

右位記の格如此なり 然るに近代位記は
紙を家々請取奉りて一先清書し
其の字を書て奉る 位記の家にても
一紙にても二紙にても 其の格式にしるさゞる
又位記長史ら勤ければ其の頃にて
別に宣旨はなき事也 ありとも旧例に
位するはこゝに記すかりなり

是ニ女房奉書
添有之なり

無品尊統親王
知恩院の宮也

宣旨

無品尊統親王

右以件人宜令叙二品者也仍
天氣執啓如件

寛永六年何月何日　蔵人頭左大弁藤原某奉

知恩院流出世之僧
於当寺ニ上段登
拝戴代々官途
者不及成敗也

如斯是ハ知恩院之御伝宣写ニ而浄土宗惣本寺之格式也

又知恩院流の浄土宗諸山寺院等ニ宗和奉行旅し

後柏原院勅宣
綸旨有之仍
知恩院源誉ニ

綸旨如左

知恩院住持

摂州東成郡大蓮寺住持職　應誉隆

其身出世之事遂
奏聞候之不参
被　勅許成ト以
然上二可有頂戴以

中正上人之事

着香衣令参　内宣奉行

流ヲ可為真俗藝
業者也
寛文八年 下山 方丈
年号 判
總持寺郡松村
末寺 總持寺
代にうつりても是見
寛文十年より又此縁
かい山より見て大僧正
まてを此のまてや
皆ゝ也

寶祚延長者也仍
天氣執達如件
寛文八年 蔵人右少辨藤原光榮 奉
無量院末寺播州加東郡
大蓮寺感誉上人

右浄土宗鎮西流九郎常任寺長誉大善ト

宣旨地下にかた
の格式之
一 人格 人倫計り
二 氏格 氏寺計り
うつゝ之
一 人格
一 寺格
右是は此のやうに人
尊ニ寺より也
此方の格には格
ことなり也

寛永ニ流入先例ニ依テ流れまく浄土
一寺也又浄土流深草流なとは浄の格式を用ゆる
御書中にあるや 此方のは寺格にてよきこと
なり大僧正之格式の事也

妙光寺住持職之事
任先例可令執務者也
仍

天氣執達如件

寛永六年月日　内大臣
書判也
又家

元令和尚
禅室

右者ハ古往の仲ニても中階し新人ハ古き
なり又書判家附あ、永平寺古世の綸旨
此ゟ也御宣也禅家ハ住持ち招ち寺格
至る也

永平寺住持職之事
勅請宣奉祈國家安全
寶祚長久者也仍

渓家浄ちは紫衣
古一度讃るし
住持多時の頃
君心得て紫衣
ことニ統浄ち家
元来新寺を
人為なれとも
渓家宗ても寺
にても不脱ぐ
人寺也書ゆへ

紫衣頂戴の
ものにて深秘
而其事者支干什
是青衣支文也
浄土宗之人とも
香衣被來るに
和尚と衣也

# 天奏執達之件

年号月日　大和守何某　奉

何和尚
禅室

此様節内意ニて女房奉書添也永宜
ちよう啓上して本日仏前ニ書添綸代
御所よりニ綱送し御所より出御ニて
鼓乃後奏にて御所より御返書ニ浄土
頂戴ニて御申し証状支文也天台宗ニ
法相三論浄土天台真言華厳宗浄土宗ニ文
事ニ一院の立流に天台律三論律浄律浄
宗律ニ此律ニ元来戒律の倶舎宗
也此宗ハ別ニ不立名華厳宗也或ハ
此宗一向宗日蓮宗此外ハ天台修験者
三山伏又聖護院ハ本寺ニ而入
事ニ混雑して暁ニ能ニ留

僧綱の達
僧正ハ大正権有之
に有し
法印大和尚ハ位
階也と云へし

談義咄すへし

官
権　大
正僧正人

位
法印
天台　法印之一等者　執行
真言　坊官　洪鑁山代
大和尚　禅律なし　紫衣　香衣ニ而　有
絵師　医師
号字師　松下

如此見分つへし　僧正せし人ハ法印大和尚ハ僧
維之　不称法印ニ叙する人　僧正ハ不任不

叶事也　紫衣是非人ニ之先僧正に不任を
緋の衣ハ不許　僧正せし人ハ二衣着に也
す　香衣　紫衣　緋衣
台宗法流　宗号有格

官
大
権　僧都人
位
法眼
和尚　禅律なし　香衣
別当
正上人
権少僧都
律師　絵師　医師
坊官　香人格

凡衣ハ僧綱位ハ法印之上ニ六色衣者於衆格の

五格
禅宗先五等格し
紫衣ニ而緋衣人
格香衣ニ而作事之
妙心大徳ハ出世度
出世紫衣ニ而最清ニ
五山ニ而格し人格
浄土宗之人格し五香
衣ニ而緋衣ニ格し
紫衣最清之衣
一人格し格動
衣緋衣也

般若經曰佛言若
菩薩一心行何稱菩
提心不散乱是名
上人

畫海禅師曰律師
法師禅師三学
雖殊得意忘言
一宗何異哉

惟覚禅師曰無上
菩提被於身為律
説於口為法得於
心為禅

阿闍梨ハ梵語なり 天台真言にハ
和尚の事ハ不称事を称すれハ上人と呼ぶ
和尚の別号なり 法眼計り書ニ僧
都の事ハ不什 和尚上人をも不称と知べし

官 — 律師 — 位

天台真言法印
僧

権大僧正
或一向宗阿闍梨
数王令旨
於郡任補

法橋
僧正 人位
医師 其外
令旨存
仏師 連歌師 画師
権上人 日蓮宗
天台真言
天台浄土兼学
令旨上人号
授
僧綱 同

僧綱ハ一遍なれ共 天台真言浄土法相
之禅 浄土 日蓮宗一向宗 阿闍梨是也
くの宗旨にも当く 僧しても不叙其都き
不住を居士揚に合かる也 たゞ一ハ僧正ハ僧綱
中の極官なれハ僧正に任せし人ハ法印大和尚
ニてに称す其次ハ人なれとなれハ不称也 法印
に叙せし人 僧正ニ称するは什 大和尚とも任
なれハ禅宗などちにて不称也 又僧都に
任す人も法眼和尚ハ人任なれ共 其僧都を

僧ハ法をと叙する事俗法の人ハ頭く不便
と称しも世なき也律師よせし人ハ法橋と云人ハ
公位の人先書等法橋の位遠山或ハ家の者
且しう我達流に頒く一芸つ者と称し来也
又法眼法印の差ハ法眼に乗しをと云ふ
法親王法門の方ハ格式別なりこれハ又宮様を
子天子の子なりとて内に寄せし者住わ
れハ別也さ中に又法号をうけ是終に法印の二
方を含に記しあ

## 諸門跡方

右御門の旧居は代々武家御
室の次ところ也今は御門主
ここは御門の事ところ異何也

輪王寺御門跡　下野日光山　旧名二荒山
日光山与東叡山との兼帯也
御門主ハ兼す東叡山寛永寺ハ平日
の院是ハ奥院日光ハ御本坊寛永寺ハ別
院歟　院の御備ハ後宮様ハ称し又関
東北ハ親子とうまれく　後桜桃院
わり親王宮下の院例さ　於筆北院

武蔵豊嶋郡上野
東叡山寛永寺
之開山又野州日光
山中興開基也則
南光坊天海大僧正
大神君家康公御
祈之師諮達大
度量之道人也
足利将軍義満之
末子母具別墓名則
官成典侍之女云事御
後去毎回律前下向
雲津西経外從武

延暦七年戊辰草創
永享元年十月三日
正安二年右三日
大事澄慈眼大師
貴さ日吉祥集ト又
徳也
大君承象云以天海
之拐揮任教正為
當事依諫議為
為業為飲一要
不合叢為貴似
御信仰甚太也

号しける也山科の毘沙門堂ハ三井寺の別當なり
安置の堂とし中右の白川沙門にて比叡山を
以支也先達一品宮下も比叡山の座主なり
門主宣法親王の如く准后なり宣下もありし也
京山門の院主も文代しく三千院節
備りし又瑞気も青蓮院門主の院主なり
輪王代しく叢常し也凡天台宗家
こく京の山門は法親王御座なり也
御門主をなり

山門比叡山円頓止
観院延暦七年
最澄法師奉
桓武勅諚而建立
伽藍門十三年供養
本尊薬師最澄
自作
伽藍神山王七社号
日吉社加中下社一社
也右二社ハ一座也
鎮座於東坂本也
西塔者西坂本云
母坂小比叡者西塔

妙法院門跡 大佛殿の妙法院と云
聖護院門跡 旧太秦村今いふ白川の北東側
梶井の宮と号す 梨本の門跡と称す依て
梨本の宮とも称せり 又は云云
青蓮院門跡 京白川粟田
粟田の宮とも称せり 又は云
右三つの門跡ハ三千院山門の座主也
御門主ハ法親王にて御座なり
竹之達の一品宮なり也

与横川中間なり
山頂在相輪樘銘云
弘仁十一年九月中旬
最澄撰之此山近両
国界也 古云中堂ヲ
東塔本尊薬師佛
西塔釈迦大佛 横
川弥陀観音 戒
檀堂 嵯峨帝弘仁
十三年御建立 此時
賜延暦寺之号 後
慈覚大師承和入唐
之時将来漢土五
台山而埋於戒檀院

円満院法親王 大津三井寺の中 今ハ宮 唯天台
実相院法親王 小倉山 岩倉法親王と称す
実つ[illegible]と称す 唯天台
聖護院法親王 京東北[illegible] 聖つ[illegible]
称せり 唯天台
右三ヶ所三親王 三十二院 三井寺 唯
天台は長吏[illegible]山つきつ僧侶
大僧正[illegible]法親王
[illegible]中宮院の[illegible]

三塔 中堂院 伝教
所住 顕密 智
澄所住 文殊楼
並之所住也 楞厳
院者 九条殿建立
初 恵心僧都所住
黒谷 慈恵大師
所住也
清和朝貞観八年
謚伝教大師
淳和朝天長元年
六月 義真 任
天台座主 此始也

に[illegible]
[illegible]聖護院[illegible]天台山
[illegible]法親王大
[illegible]東山[illegible]院
[illegible]雑務法[illegible]
[illegible]

熊野三山検校 三井長吏 金峯山座主 二品道晃法親王

●三山検校

大織冠十代
兼家　法興院摂政

道隆　中関白

隆家　正二位中納言　権帥

経輔　正二位大納言　帥

増誉　一乗寺大僧正　天台座主天王寺別当　三井長吏惣十三ケ寺別当　僧正明尊之資　母家女房　師家乳母也

如此ありし中又ハ中山聖護院ハ本寺三室
院の門跡ハ八ケ寺也
●曼珠院門跡　洛東一乗寺村竹内門跡
竹内とも云天台修学の稽古（ココロカヒ）の跡天台宗
ここになりし事を夏とし
●毘沙門堂門跡　山科にあり門跡大方ハ三室ノ坊
是の御門跡の御方清僧の定寺にあり抱
元は此の頃に入江ト隣に是ハ大院也
[illegible]法教寺あり行れし天台宗派下

此坊は増誉の時より
門院熊野御幸の先
達して達せし僧正也
初めて熊野三山検校の
補せらる三山検校不
絶今に聖護院相
続し来れり矣
●三井寺旧号園城寺也
天智天武持統之
御願所當寺
三帝并に大友皇子
井寺[illegible]三
九十二年[illegible]
智証大師之院号円

●園城の小比叡の僧正大師下[illegible]
又一向宗の繼承者（寺家の私用の名）律師寺院
教学の醫師ハ法橋の位を[illegible]
宗学の宗旨ハ慈覚大師の流
天台宗也ともに[illegible]智證
大師の流　唯天台也
●仁和寺門跡　洛西嵯峨村の御室門跡
御室と称す此御室　御宿院
此三山所を称せり　古は弘法大師の流

仁和寺宮之大師流依テ
宗義ヲ三年傳ヘ為ル
者故ニ人 下山而
入定城ニ記唯大
台宗僧侶三百餘
総見ル軍兵ニ円
為ニ令ン山ハ不和也
大内山仁和寺
日本紀曰光孝帝 宇多代
仁和四年ハリ後
勅許建立在當
寛新撰書ハ本

云 廣沢流 小野流 一流一派の大法相承ずる縁と宗
門に不拘法のこと然後一と達する事
是ある事也一派に叙し其の文字偽なるに
法の流れを迷ふりしも難き物也被授
也ン中東寺抄出藏に人作山の法相ありし
法教主ニハ不当ニ當山の家の流れ長者藏
天皇子叡の一代流れ家を法の文字なれ
こゝろの根本らし大のを然ず法の
渡さの寺流と當門の流派寛勅之文也

三代寛朝 遍照寺
捨皇居而為精舎
号大覚寺 中略
帝小嵯峨ノ清
迁居於仁和寺ニ
仁和ノ如法律
金剛之道世人
号御室ノ所也
御室僧正振行
師明親王 六十七代
三条帝第四皇子母
大納言済時卿ノ女
皇后娍子 寛弘

大覚寺流の派 遍照大つき 在寺称云
勧修寺の流 山科勧修寺村 勧修寺云
在寺云云山科村ノ法守に二所のうちに大社
勧修寺の家の氏の内大臣と号せし云ふ所の
寺也勧修寺に山科大領の娘の女也
後に山科宮の家をなしける子孫
其村氏一流村方に相分かれて氏族ことごとく
勧修寺の家の大方へ寄り社家之支也 勧修
其の子孫甚だ多く推考すべし

二年乙巳六月朔日
誕生 有瑞光照産
屋之兆相 時人為
希有之 寛弘八
年辛亥八月十五日親王
宣下 後一条院寛仁
二年戊午出家 仁和寺
濟信僧正之弟子 又寛心
特始有号御室
院法名性信 號
之由寺社傳信心
聴衆年率 五歳
老後年率し 婚也

性信院の御事 山科小野 勧修寺一里余
小野の院は大寺小野流長谷の流 此三流
まて 皇子皇后将の時に法親王称号に
なり 我時に称号の流さし 格式甲
し 大つて部の名は同様のちは死に少信き
言なり
照是院の御事 御東 白川村 北谷
至徳院男女倍の御法名不分り 妹別尻
いふ一て 書に 大方一家なり

永保三年癸亥 性信寂
二品 是又僧徒之始
後任准三后也
格式元御室
之始至ようせ
宗意之經
有三經一論
天台宗
法華經
無量壽經 觀無量壽經
法華經
華嚴宗
大日經 金剛經
仁王經 菩提心論

知恩院浄の御事 知恩院のこと 浄土宗
知恩院の本山の御本山に御一方也
別也 御本山 格式
にて法親王にて 順時
皇子御法 宣旨にて
浄土一宗れ 達
一宗の法 御世 流下
の事一代の経 文御也
元祖是まいかや 格式 浄土宗の

浄土宗
阿弥陀経 無量寿経
観無量寿経
浄土論
法相宗
華厳経 深密経
楞伽経 唯識論
三論宗
中観論 百論
十二門論
用竜樹菩薩之三論
故ニ竜樹宗と号
華厳宗手鑑

支ハ云其れハ又之にしたり来る処から天下
は浄善根の業芝に其の三縁山廣く浅れ
堺ところは二字也今付也縁珠文に法然
ハ五ハ起て支ハ浄土の一宗を立ると見え
又ハ境土の方又ハ唯識主を立る旨也
料ハなや
各法数主つ論の時ハ大に記もなく醍醐の
法橋一向宗の一流京鄙縁部鄙縁宗也
大小律師 其の今方文に大台宗ハ本山

律宗者未列三宗
南都東大寺
堂之義事也
倶舎律宗別不
立宗也兼学也
論者三井寺ハ天台
倶舎興福寺法相
倶舎なりのなし
禅宗 臨済
曹洞之二流に分れ
しけにて又別流き
教外別伝不立文
字以心伝心に達て

其ゝに是を分る一往り流下来る支配下程
当世浄家と天台宗也今当世浄田
倉是を定也相承の論の時よ仏寿さて
寺山格式の今当ハ若る也是ハ本意峯状
ハ主論可時是とし宗数主は土台
の今ゝ自ハ一口にいひ難き決
一宗毎四論 本宗当宗つきも是非法数主也
法相三論倶舎成実ハ花厳ヌケ兼学南都
の、ほとは也 又ハ字解のことにて其体二流

如来家総後那し　勤め而は法相三論倶舎作也

是日是凡は浄土一宗の

無和山也云是凡　禅家宗派　其派臨済曹洞の二派は

ご法ハ如法なりけに　つとこに有禅なり

捨世流ハ五是なり

白旗　西山　深草也　大宗派の内　奈良　法相三論倶舎兼学節

て流き　河方一宗派は日本ニ寺に七ヶ大寺は大東

即ち遣宗は浄土　奥州之奥　大安　北府とも稱し兼学節

みな此方を持よ　薬師　西大　法隆

中の和るとは　招提寺の中にハ大ヶ寺同所なり

には其宗も任信也　三宝院派　下総郡　大宗派ハ日本招提寺の総也

如ハ為此萬衣方

近山も此宝来寺　五つ御所の大信に光遠也　三宝院七ヵ

法相旦寺と大場　義部にて三脱称の徒也　従上院部の

宗衣帝位也奈

是分寿衣とて上　其大小乗くの也金峯

人との不是何聖人　山上ハ其山法脈總の捻披ありとも醍醐院

記取人之書支　ことも人の相見也是ハ八月也今旦はなお晩

也家すぐ五系流

用法華八軸日一致　派後老方之括の不ニハ當家法華寺也

流　是智光大師し　西本願寺派　あら一向の宗家ハこちゆつる

和派一致の派也　浄土真宗も是く　真宗の信とこの高田専修寺

縁こそ也又一二三派

本門は相れたる又　ハこち宗は山は大織冠十五代皇居京大進有範

六七八の本迹いち

まりとて始め是　此門家は多術之範宴法実歎鸞大信正則

討用る流を覚を
日蓮宗流又称本
門流九ケ寺三品
二品ま一品まで
く流品まで也
一向宗ハ浄土宗ヨリ
之後一統有東
西伴是三河に
品浄織ゟ宗之結
流
時宗一遍宗之
浄土宗用礼経
川戸に之伝文曰

之我也付り我家の庶流也正親町院清宗
記せにて公家東国の御浄寺に在の不御蔵
様也將退の貴人に依て此浄の号を許し
也修支にわしけれ也當長の頃より一向す
にて真宗の名いたかりし也本願寺の家
小十り動すれハ此指すきり此領統をさ也
小の後年も数多あり年此家门下しりも
御入興すゝ也家の推宗此派以為
向浄中外一の當ますり

六家流九也

夏お發する此練し書以當九東以て給木也
家伝秘書曰大君家康公ハ浄土宗にて三河ハ在
住の頃外様の成候ゟ一揆して此一家ハ譜代の
家人数多か様し主代君顧の公に對し差
殊か有けれし後織田信長公大坂の城に籠り
し顕如光佐上人ハ諸人下様に及ひ志つけ
らせ出しし度又度成ハ御お一揆ら一向の院
天下時は此世に對し排他を決まる度数ゟ度
其文後大なりし天下成つき度ゟ隱し

家元と云ふ事は
其又其子ちりかり
に其流統の端を
也一向一家に限り
諸の家業にても
立置ことい同事
大抵此業の大意
なる事を考へ
知りぬべし

さらに一家を天下横行せんとせしやに思ふ記さん
今迄に其文を凝らし又は天下に一流の流れを
其事や、なお故大谷秀吉の御治にして先
之人総めの出ル著者の教なる人物揮毫を書
勝の次男と申すは桐谷に立てまかり次は茶業
いさ後の某亭主の息女なり後世は足利家
宗九郎の壱といふ此筆記の昵近に宮てき
し此一家の流也目前大谷の如きを際して最も
此極近なりし後年新家の諸家は亦代の芸人で

おはしける折に此れ助言にて大谷の如弱ほと
おびへまひし事なく也次男に河原家より
大谷様のかめに為りまひさとて同じく内奏の沙
秘法により出所を見る茶筆亭結の次男へ
相伝し給ふる大谷の外難判を伝しこと又を
家康公御取より熱心にて新ち此法奥富
を流盛なる人のために流世は一向に流へ済鍋め
果るい之より大は嫡男流弟は敖なる人の智徳
兼備の人也後に此度新ち一葉桃立もし

敵味方之人方に随ひ存し書つ給東照宮
こみて候方ハ書つ給ハぬ輩を猶以御
豊臣之つゝし御取立ぬ者ともを誅せん
事ト東照宮に属し御旗の下ニ至る
かくて押よ候すくに御すこし御勢
諸侯のつ従ふくに深く存して
今すて東の西輩と分れて候 慶長
五年石田一揆一乱の節ハ存の人々 冥東へ下向
しもひそさ一旦の人数にて御通りたまひしかい

石田方冥加ノ通ニ御さし拒守に岐阜中納
言秀信卿 濃州岐阜今ノ川城ヲ加納 之村岐阜城主十三万三千石 大於
之にと取立何盛入し法申又旦一通り那い
多人数に及ひかくすこと多勢の兵法に通
達一旦事は待てにて駿河之剋ハ一戸表ハ
大閤長達は取立お候の難儀に思ひ入
はこ大きに御盛之一孔候て地に帰
家康卿の北之人々に御出なく返海
去ル人々 石田没落東照宮に来り家康

其二派ハ実ニ此ノ府寺甲斐ニて見て其外
今に実ニ此ノ絶同ニ如ニハ下向者東にハ又
東府ニ二度之れかし　大森郡鹿云一流ニ二派
に鎖ち法識ニ見けるとし小田ニ為大慶
の浄汁男諸寺此此来盛し又
條々ニ二ヶ度又ケ与り格式篤と結ひ済ミ其中に
二月令此私記ニ候而是也其外の支配ハ流派
院とも号せや

寺院ハ四ヶ所　信教二一月寺　鈴法寺西光院流

一月寺四ツ院其三有寺主之役人有之候
此度又之本寺ニ而二流遣申也
鈴法寺四ツ院　法名ハ伴より相続之也
真正寺四ツ院　六条ニ隠居也流　是ハ一向宗
蓮光寺院四ツ院　但シ是ハ不残旧地露林
其外法名ノ伴寄り相続之旧ニ其国地ニ四ヶ所
右下宗五輝　法脉也
上総三ツ所　別上総州ニ有記名云
報恩院　理性院　釈迦院

旧在洛西葛野郡安
井村而云庵翔寺
今彼跡有森旧名
寺在雑宮之云
百練抄曰建仁元年十
一月十八日東宮有行
啓於安井殿之後拙
葛野寺刹庵翔寺
足也後移於今地云

正法と云の流派有之とも是は絵家の中
より相続せし三室戸にて是は忌代一山
大中臣文は三つの仏経せし仏法常の事也
右名往つ時に称しく是等大僧正に任せ
補佐せし歴住せし者後に此本院を出て係
別当職務長吏検校等職掌なりし
の名目として法務業等の事とも八幡にも
法印権僧正大僧都法眼等の事も多く男山
乃様には権の法三務の事也一乃役人大衆の中

息子等の補任となし以後職業
なりし是を一山の頭は惣政をも無し此三の
諸法度并に諸院諸堂社ならぬ法務
と事也右法務の外無検校此三都也又法
つ補乃にて院家出て其上で其末子又役
是にて大僧正とや宗教多くを叡山東寺
寺院にも興福寺等法印の所流の
末子等の役等也然るの此等のしらし法
今に寺院血脈にはそれ法式並にし人に

貴ふ此方にあらす俗家に人爵民爵あり
吏之人爵ハ通例ニを以テ人を撰挙て
始ハ才によりハ行の后に任す行の位に叙す
云やうなる吏文例なくても器によりて登行
吏を勤て功労に依て格別の者ハ位を叙ス
当ば吏也民爵ハ古ハ行民の所に任する
く他之御所より競望せられる者也然ども
なる之位の行給ハ以外逆修不称して
戚権勢人にて非分に給るれハ対て又各種

云ふなりにて爵の吏にハわたりなり御文
僧侶に人爵有爵にて是人爵と云ハ大抵
全く年忌見院へ叙るハ大寺之師戒師ハ旧例時々
太宰なりけれ戒師なる時紫衣の又僧正に任せらる
緋の衣を着する僧頭居ることを大僧正に叙て
こうく緋衣紫衣を着す僧位の大和尚ハ紫衣
にて有位なりし也人爵也と云も爵にて云
ハ宮和年中早[illegible]延山人を以位[illegible]人ヲ[illegible]
紫衣ハ上衣以免許の時ハ代々[illegible]

再任により継ぐことも方丈退院の節紫衣をゆるさ
院主下山の時まで紫衣仰付られ常に着し此紫
衣は此節御免なきゆえ又は寿の事なれども也黄明緑
帯にて黒衣の一衣を御持参となり其ち寿ごとの物也
之をへ黄衣の御料を入院するに又紫衣を着せしまま也
まする人退院しても又元の黄衣也浄土宗寛永
十八檀林を又ち寿といふ之へ九時迄支度或は黄衣
檀林より紫衣檀林へ派を出せしを知恩増
上ほ二ケ寺には出世する者は紫衣二ヶ寺一臈の支度

也依て知恩院へ住職被仰付て隠居して後も
まま紫衣は兼帯かし退院するも也是又二枚紫
衣と二枚紫衣は二枚紫衣を着して紫衣地被就
檀林にて住職せしに是より寿にて人寿
なり況や増上寺は世ちなれど浄善院和尚より
て常大僧正となり深窓を続き又百之紫衣小石川
伝通院又百之紫衣あちこち伝より上にも弓にて派へ下
知恩増上寺之者逮に名跡にて将軍仰付也
増上寺へ入院すれば大僧正に任し緋衣を着す

る格のる爵なり後わけ成一號居するはい
紫衣と着用するや又麻布之ころもとえれハる爵の
緋衣人爵の紫衣也　僧家の人爵氏爵
法中は右爵人爵行れも能律へ知へし

## 僧綱

光仁帝宝亀元年所官位お僧綱

右格相當

僧官
大僧正　正僧正　権僧正
法印大和尚　僧位
僧位
宰相
従二位　正三位　従三位

法中極官途者
僧道之大綱也仍
名僧綱
聖武朝天平十七年
行基任大僧
正是始也
天武朝白鳳二丙年

當代の格ハ禁中以外の事ゟ両異格様より
大僧正ハ大納言　正僧正ハ中納言　権僧正ハ
宰相の格こそ変也

僧官
大僧都　正僧都　権僧都　少僧都
法眼和尚　僧位
権大夫　権大夫
右格相當
正四位上　正四位下　従四位上　従四位下

此法眼和尚ハ正之人也　次法橋和尚　権之人也
阿闍梨ハ法中法眼法橋の三ツ位也

義成任少僧都此任
之始也
白鳳十二未年賜僧
正僧都律師於僧
相之也
後一条長元七年九
月勅日任阿闍梨
此任始也
三代実録曰太政大臣
良房造建山那ニ
訓郡相應住持一
演任権僧正此任
始也貞観七年也

後一条治安二年佛工
定朝任法橋上人位
是之始也

總ての位階の名なり

僧正
大律師
正律師
権律師
法橋上人位　僧位　是ハ権律師也
正五位下上
従五位上
従五位下

畫師にても佛工雖然也し於此二事乃猶し
僧位ニ以茲ニ門合足利ニ至ニ於ける

一

法橋
　桐當司位報矣
　但加大字別官当

嵯峨帝弘仁十二年
空海賜傳灯大法
師位　並僧正法印
大和尚
同十三年二月賜
傳灯大法師位於最
澄
誦持位者當内官
之講讀師頌
講師讀師雖門
官重任也延暦寺
並諸大寺之三綱

職原抄有之僧位　　　　　　　　　　法橋
傳燈大法師位　威儀師　綱掌三位
傳燈法師位　従儀師　同四位
傳燈滿位　修行位又誦持位　同五位
傳燈住位　同六位
傳燈入位　同七位　八位
右延暦十七年九月九日貞觀六年二月十六日
被定下所也

任く三綱者上座
寺主 都維那也
延喜式玄蕃式曰
凡延暦寺三綱一
任之後任法以講
読師 其上座寺
主者任講師都維
那者任読師云々

此外宗々に於中に内衣私衣の僧服殺色を
唯ゝ宗々る院の格を立る服色同也之思召
年臈等之階の二つに依て、凡次第定る也
於私者也大法会於維那唄散華梵音錫
杖等の次第に定るに分し 天台宗にハ内
緋色以て襟衣色下し 標中力出度風俗統
素にて宗々之かハ格式あるへし 其後より
して於て旅て見し 私ハ人に不依る院の格なり
ゑ動し 次ハ又之を経於方丈の衣に座するや 恒

但紫衣地に五位す
人ハ大和尚也 香衣
云く来るに五位
すれハ其和尚也又云
人の徳に依て大和
尚に称する度々
有制の外に依て五
位の地を美金宝

例條時先に出度の修表でしか其そもく
に裁判を度々り 緋衣ハ格上大正権に不拘
僧正ハ緋衣也大和尚にしと法印にても僧正に不
任人ハ緋衣ハ不許 僧正ハ天台宗云別 法親王
又ハ浄土一向は蓮宗のみしと探題ハ僧正にハ不任
大和尚ハ紫衣 其和尚ハ香衣 浄土宗て大和尚ハ
紫衣は其和尚ハ香衣也 探題にてハ如識と称す
浄土ニてハ能化と称す 袖衣絹衣く度への私
格の蓮流也 天台宗云法相三論ハ素絹の衣

衣に有の物と見えたり

墨衣と云は向屋にて袈裟衣は地紋にある也
一向の徒は宗意は乃浄土衣作り金襴天台衣
は蓮宗と宗意少天台に似て衣作大かた天台也
浄土は大和尚と云へは紫衣にて黒衣にても
香衣にても緋にても金襴袈裟衣あり
時は香衣又は青織物袈裟衣あり平日は黒衣にて
此宗は禅僧は皆黒衣にて布衣袈裟をかけ
也香衣は乞れて宗の出世に入は也
純切つゝし源実朝も鎌倉の御

公家方狩衣は絶えて宗用也二々と云は白鶴
羽にて家に藁衣也黒鶴羽にて色は浅葱なり
末寮に黒色の縁きに黒背なり
口伝曰　源実朝の時に此の方には布のことくに候き
く一つの縁をすそをつくりの藁に編むは
後に薬を布をなく泥家胴にて除黒以胴にて
ともからわ書と形のおしくにて様としこは
やまと人はうちやしに思ひ出せるらしにすべし

西宮記云組紫黒
立後公卿紫黒
出本ミミ